

機密保持契約書

〇〇〇（以下「甲」という）と有限会社新成化学（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する合成（以下「試験」という）の委託に関し、次のとおり機密保持の契約を締結する。

（基本契約性および情報の開示）

第1条 本契約書は、甲が試験を乙に委託するすべての場合に適用されるものとする。

2. 甲は、乙に対し、この契約締結後遅滞なく、口頭もしくは書面により試験に関する技術情報、資料（以下「本情報」という）を開示、提供する。

（使用目的）

第2条 乙は甲より開示、提供された試料および本情報を、甲委託の試験に関する試験計画書の作成および試験実施のためのみに使用し、これを他の目的に使用しないものとする。

（機密保持）

第3条 乙は、甲から口頭もしくは書面により開示、提供された本情報および業務の結果、並びにその他試験の遂行にあたり知り得た甲の営業上、技術上の情報（以下総称して「機密情報」という）について、甲の書面による事前同意なしに、これらを第三者に開示または漏洩しないとともに、甲から受託した試験以外の目的に使用しないものとする。ただし、①甲による開示時既に乙が知っていた情報、②知得時公知であるか、その後乙の責めに帰せられない事由により公知となった情報、又は③乙が正当な権限を有する第三者から入手した情報はこの限りでない。

2. 前号の規定にかかわらず、乙が業務の全部または一部を第三者に再委託するときには、乙は機密情報を当該再委託先に開示できるものとする。ただし、乙は、当該再委託先に対して、乙が前号の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させることとする。
3. 甲は、乙から口頭もしくは書面により開示、提供された試験の方法および結果について、乙の書面による事前同意なしに、これを第三者に開示または漏洩しないものとする。ただし、①乙による開示時既に甲が知っていた情報、②知得時公知であるか、その後甲の責めに帰せられない事由により公知となった情報、又は③甲が正当な権限を有する第三者から入手した情報はこの限りでない。

(本情報の返還)

第4条 乙は、甲から提供された試料又は書面により開示された本情報の返還の請求を受けた場合、速やかにこれを返還するものとする。

(有効期限)

第5条 本契約は、締結の日から3年間有効とする。

(協議)

第6条 本契約に疑義を生じた場合、あるいは本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約の証として、本書を二通作成し、甲乙が記名、捺印の上、各自一通を所有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：大阪府茨木市彩都あさぎ7-7-15

有限会社新成化学

取締役 丸山 季浩